大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年八月二十三日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ダイレックス久世店

所在地　真庭市久世字花蔵二九三五番地一

2　届出者の氏名及び住所

（1）　氏名　藤田　清博

住所　真庭市鍋屋一〇六番地七

（2）　氏名　藤田　圭吾

住所　真庭市鍋屋一〇六番地七

3　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称　ダイレックス株式会社

所在地　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名　代表取締役　貞方　宏司

（変更後）名称　ダイレックス株式会社

所在地　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名　代表取締役　多田　高志

4　変更年月日

令和元年五月一日

二　届出年月日

令和元年八月十三日

三　縦覧の期間及び場所

1　縦覧の期間

令和元年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

2　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課